

津波に強い海岸防災林整備の推進(拡充)

1 趣旨

東日本大震災では、岩手・宮城・福島を中心に、これまで生活環境や農地を保全してきた海岸防災林が甚大な被害を受けたところ。その復旧・再生に当たり、津波対策上有効な海岸防災林としていくため、学識経験者による検討会を設置し、平成24年2月に技術的な方針を取りまとめたところである。今後、同方針や地元の意向を踏まえつつ、着実に復旧・再生を推進していくことが必要である。

また、同年7月に公表された政府の中央防災会議に置かれている「防災対策推進検討会議」の最終報告や、「南海トラフ巨大地震検討ワーキングチーム」の中間報告において、津波からの多重防御の施策の一つに、海岸防災林が位置づけられたところであり、今後、海岸防災林の一層の再生・整備を進めていくことが求められる状況にある。

以上のことを踏まえ、東日本大震災の被災地や将来の津波発生が懸念される地域で実施する海岸防災林の機能強化対策について支援を拡充する。

2 事業内容(拡充内容)

東日本大震災の被災地における海岸防災林の復旧・再生を推進とともに、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震等による影響が懸念されている地域をはじめ全国的に海岸防災林整備を推進するため、以下の対応を実施・支援。

(1) 粘り強い人工盛土造成や針広混交林化の実証的取組を支援

【防災林造成事業の拡充】

新技術を活用した粘り強い人工盛土等の造成や多様な樹種・樹高から構成される林帯の整備により海岸防災林の機能強化を図る場合について、整備費を支援し、データを収集して今後の対策に活用。

(2) 津波波力に強い海岸防災林の計画的整備

【防災林造成事業の拡充】

津波防災地域づくりに関する法律の施行を受け、津波波力に対して弱部を作らず一定のまとまりをもって効果を発揮する防災林を造成する観点から、年度毎の事業規模によらず全体計画に基づく整備を支援。

(全体事業費3,000万円以上の計画に基づき事業実施)

(3) 津波に強い海岸防災林の整備手法の確立 【委託調査(治山事業調査費)】

地形条件等の異なるモデル地区を設定し、林帯幅の拡幅、人工盛土の配置や森林の構成などの工夫により地域条件に応じた最大限津波に強い海岸防災林の整備手法を確立し、全国へ展開。

3 実施主体

国、都道府県

4 国費率

- (1)、(2) 1/2、10/10 等
- (3) 10/10 (治山事業調査費)

5 平成25年度決定額

- (1)、(2) 9,271百万円の内数

(うち、東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生分(※):6,774百万円)

- (3) 173百万円の内数

(参考) 東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生に向けた予算措置状況
◇これまでの措置(～平成24年度当初予算):約370億円
(災害復旧事業330億円、治山事業40億円)
◇平成25年度予算案:約288億円(災害復旧事業220億円、治山事業68億円)

(林野庁治山課)

日本列島・山地防災力向上対策(拡充) (災害に強い森林づくりの強化)

1 趣旨

東北地方太平洋沖地震、関連地震等により、全国の山地の地盤が緩んでいることが指摘されており、豪雨が発生する度に土砂災害警戒情報の発表基準が引き下げられているところ。

山地の崩壊は、震度5弱以上の地震により発生しやすいとされているが、平成24年に公表された南海トラフ巨大地震の新想定では、最悪ケースの場合、震度5弱以上の揺れに見舞われる市町村が約1,300にも上るとの予測がされている。

ひとたび大地震が発生すれば、広域にわたって山地災害が発生し、ライフラインの寸断等深刻な被害をもたらすことも懸念されるところである。

他方、平成24年の九州北部豪雨では、各地で山地災害が相次いだ。適切な治山施設の設置、保安林の整備により被害軽減効果の発揮が確認されるなど危険地域における治山対策の推進の重要性が再認識されたところ。

このため、特に地震や局地豪雨により大規模災害が発生しやすいと予測される地域を中心に山地の現況を緊急調査するとともに、これらに基づく、治山施設の設置や災害に強い森林づくりを通じて、山地防災力の向上を図り、国土強靱化を推進することとする。

2 事業内容

以下の施策を総合的に実施し、緊急的に山地防災力の向上を図る。

(1) 災害危険地における山地防災力の緊急調査の実施【治山事業調査費】

南海トラフ巨大地震をはじめとする政府の地震予測において、一定規模以上の震度が想定される地域において、保安林の荒廃状況の把握等により山地災害の危険性を分析する等山地防災力の一斉点検を実施。

(2) 災害に強い森林づくりの推進【保育事業の拡充】

森林の齢級構成の高齢級化を踏まえ、山地災害の危険度の高い地域において、森林の齢級に関わらず保安林の整備を支援。

(3) 既存施設の健全化に向けた緊急対応【復旧治山等の拡充】

経年変化により機能が低下した既存の治山施設において、部材の交換等を行い、施設が有効に機能するよう必要な対策について支援。

※農山漁村地域整備交付金においても、既存施設の調査点検及び老朽化対策を実施可能

3 実施主体

国、都道府県

4 国費率

(1) 10/10 (治山事業調査費)

(2)、(3) 1/2、10/10 等

5 平成25年度決定額

(1) 173百万円の内数

(2) 9,605百万円

(3) 24,478百万円の内数

(林野庁治山課)

大規模山地災害緊急対策(拡充) (激甚な災害への機動的対応の支援強化)

1 趣旨

平成23年の台風第6号による高知県北川村、台風第12号による奈良県、和歌山県に代表されるような記録的な豪雨等に起因する大規模山地災害(いわゆる深層崩壊)が多数発生し、人的被害とともに深刻な集落の孤立化など、甚大な被害がもたらされた。

これまでの先人たちの森林造成の取組により、地表面が浸食されてはげ山となっている箇所はほとんど見られなくなった一方で、集中豪雨の頻発化等によりひとたび山地災害が発生した場合、その規模が大きくなる傾向が見られる。

特に、平成23年の台風第12号は、ほぼ1日間紀伊半島付近に停滞したことにより、24時間、72時間の総降雨量の記録が更新されるなど、降雨が長期間継続し大規模な山地災害が広域で発生したように、近年では、局地的な集中豪雨だけでなく、豪雨が長期化する傾向もある。

このような記録的な豪雨に伴う激甚な災害が発生した場合、初期段階で災害の全容を的確に把握し、計画的な復旧フレームに基づき事業を実施し、早期に森林の防災力を回復させていくことが不可欠であるが、孤立集落の発生や被害の広域化により、初期対応に関して従来よりも都道府県の負担が大きくなっているところである。

以上のことを踏まえ、大規模崩壊の発生危険箇所の特定を行い対策に活用するとともに、激甚な災害が発生した場合の都道府県が行う早期の復旧整備計画作成への支援を強化する。

2 事業内容

(1) 激甚な山地災害の早期の復旧整備計画作成調査への支援

【治山等激甚災害特別緊急対策の拡充】

【復旧治山の拡充】

集落の孤立化や河道閉塞等を招いている激甚かつ広域での災害について、都道府県が行う全容把握、復旧整備に向けた概括的調査に掛かる経費を支援。

(2) 大規模山地災害発生危険箇所の特定【治山事業調査費】

学識経験者の知見に基づき大規模崩壊の発生の危険性が高い地域の属地的な特定を危険度の高い県を対象に実施し、対策に活用。

3 実施主体

(1) 都道府県

(2) 国

4 国費率

(1) 治山等激甚災害特別緊急対策：5.5/10 等
復旧治山：1/2 等

(2) 10/10 (治山事業調査費)

5 平成25年度決定額

(1) 1,776百万円の内数
(治山等激甚災害対策特別緊急事業)

24,478百万円の内数
(復旧治山事業)

(2) 173百万円の内数

(林野庁治山課)

民有林直轄治山事業の新規着手(平成24年度補正予算～) (紀伊田辺地区)

1 趣旨

平成23年9月に発生した大型の台風12号は、西日本から北日本にかけて山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨をもたらした。特に、紀伊半島では、総降雨量が1,000mmを超える猛烈な豪雨を観測した。この台風12号の影響により、林野関係被害で約99,288百万円に上る甚大な被害が発生した。そのうち和歌山県内の民有林における被害は、林地荒廃279箇所、被害額約18,391百万円(平成24年2月16日時点)となっている。

特に、田辺市の山間部において、大規模な山腹崩壊やそれに伴う土石流の発生により、道路を寸断し人家に被害を及ぼすなど甚大な被害が発生した。また、崩落した大量の土砂により河道閉塞も発生し、湛水により決壊すれば、流域の広範囲に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。さらに、世界遺産である熊野古道も被害を受けており、世界遺産周辺の観光地や温泉地では、多大な経済的損失を被っていることから、早急な復旧が求められている。

このような崩壊地や不安定土砂を放置した場合、今後の降雨等による崩壊地の拡大や土石流の再発により、さらに甚大な被害が発生する可能性が高く、地域経済に与える影響が非常に大きいため、本地区に係る対策は国土保全上特に重要である。また、これらの崩壊地は岩盤の深い部分から崩壊しており規模が大きく、多量の不安定土砂が斜面や溪流に残存していることから、対策には相当の事業費と高度な技術が必要となることが見込まれる。

本地区の復旧については、平成24年4月24日に和歌山県知事より農林水産大臣に対して、民有林直轄治山事業の新規着手の要請があったところであり、規模が大きく高度な技術を要することから、森林法施行規則第22条の23に定める民有林直轄治山事業の採択要件を満たすため、大規模な治山事業について豊富な実績と技術力及び知見を有する森林管理局の組織を活用し、民有林直轄治山事業を計画的に実施することにより、地域の安全を早期に確保する。

2 事業内容

紀伊田辺地区において民有林直轄治山事業に新規に着手し、豊富な実績と技術力及び知見を有する森林管理局の組織を活用した治山事業を計画的に実施する。

3 実施主体

国

4 補助率

2 / 3

5 科目

(目) 治山事業費

(林野庁治山課)